# 10月7日(月)~13日(日)は「行政相談週間」です

## 「困ったら 一人で悩まず 行政相談」

<mark>行政相談委員とは</mark>…行政相談委員とは、総務大臣から委嘱され、国の行政サービスなどに対する苦情、要望などの

相談相手となってもらえる民間のボランティアです。

本町では、椿井隆成さん、西脇寛樹さんが行政相談委員に委嘱されています。 行 政 相 談とは…皆さんが暮らしていく中で、不便だなと思うことや、行政サービスなどの仕事に対してよく

わからないことや困りごとはありませんか?そんなあなたの声を行政相談委員がお聴きします。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

#### 例えば

○道路の危険な箇所を直してほしい

○介護等福祉のサービスが受けられなくて困っている

○河川の清掃・管理をしっかりしてほしい

○役所への手続きが分からない

○役所の説明に納得できない

○特殊法人(NTT、年金事務所、郵便局など)や独立行政法人(国立病院など)の対応に不満がある

#### 相談日時・場所のお知らせ

時:10月9日(水)13時~16時 〇日 ◎場 所:老人福祉センター2階

◎行政相談委員:椿井隆成さん

※毎月第2水曜日に上記時間・場所にて定例相談所を開設しています。

問総務課 ☎32-1101

総務省 岐阜行政相談センター 愛称は「きくみみ 岐阜」です!

住 所: 〒500-8114 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎

電 話: 0570-090110 FAX:(058)248-6755



行政相談のマスコット 「キクーン」

広報養老9月号10ページに掲載した「福祉医療費受給者証の更新について」の「母子家庭等・父子家庭福祉医療費受給 者証の受給期間」の表に誤りがありましたので訂正します。

#### <誤>

期間	H29.10 ~	H30.9	H30.10	~	R1.9	R1.10	R1.11	~	R2.10	R2.11	~	R3.10
対象所得	平成29年 (平成29年 ~12月	年1月	(		平成30年 30年1月		(令	和元年 和元年 ~12月》		(令	和2年 和2年 ~12月)	1月

|←移行期間→|

※令和元年10月は、移行期間となるため、平成30年分の所得を判定対象とします。

### く正>

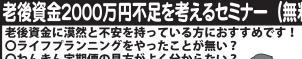
<u> </u>												
期間	H29.10 ∼ H3	0.9	H30.10	~	R1.9	R1.10	R1.11	~	R2.10	R2.11	~	R3.10
対象所得	平成28年分 (平成28年1月 ~12月)		平成29年分 (平成29年1月~12月)				平成30年分 (平成30年1月 ~12月)			令和元年分 (平成31年1月~ 令和元年12月)		

|←移行期間→|

※令和元年10月は、移行期間となるため、平成29年分の所得を判定対象とします。

**問**健康福祉課 **☎**32−1105

認知症の介護で お困りの方ご相談ください



〇ねんきん定期便の見方がよく分からない?

〇老後資金の準備をどうやったら良いか? 〇資産運用のポイントを知りたい! 日時:10月19日(土)13:30~15:00

場所:㈱オフィス養老(石畑299番地)

※参加者の方には【老後資金準備に役立つツール】をプレゼント!

申「要予約」定員になり次第締め切らせて頂きます

保険と資産形成の生涯パートナー (株)オフィス養老